

法規名稱：資源回收再利用法

修正日期：民國 98 年 01 月 21 日

當次沿革：中華民國 98 年 1 月 21 日總統華總一義字第 09800010901 號令修正公布第 6 條條文
中華民國 112 年 8 月 18 日行政院院臺規字第 1121028221 號公告第 2 條第 5 款、第 3 條、第 4 條第 1 項、第 5 條、第 7 條、第 8 條、第 11 條第 1 項序文、第 4 款、第 2 項、第 12 條第 2 項第 4 款、第 3 項、第 13 條、第 14 條第 1 項、第 15 條第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項、第 16 條第 1 項、第 17 條、第 18 條、第 21 條第 1 項、第 3 項、第 22 條第 2 項、第 3 項、第 23 條、第 24 條第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項、第 26 條第 1 項序文、第 2 款、第 5 款、第 7 款、第 2 項、第 27 條第 4 款、第 29 條第 1 項、第 30 條所列屬「行政院環境保護署」之權責事項，自 112 年 8 月 22 日起改由「環境部」管轄

第 6 條

為達成資源永續利用，在可行之技術及經濟為基礎下，對於物質之使用，應優先考量減少產生廢棄物，失去原效用後應依序考量再使用，其次物質再生利用，能源回收及妥善處理。但經生命週期考量，可得最佳整體環境效益之廢棄物利用方式者，不在此限。